○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、異分野連携新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

異分野連携新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令

異分野連携新事業分野開拓に関する命令（平成十七年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第三条中「第十二条第一項ただし書」を「第十一条第一項ただし書」に改める。

様式第一中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第１項」を「中小企業等経営強化法第10条第１項」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第３項」を「中小企業等経営強化法第10条第３項」に改める。

様式第二中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第１項」を「中小企業等経営強化法第11条第１項」に改める。

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省令第五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第六項第一号及び第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改める。

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省令第六号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令（平成二十四年内閣府、財務省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号」を「中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号」に改める。

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣府、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令

○内閣府、厚生労働省令第七号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省、労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第七項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。